

各務原カントリー倶楽部利用約款

第 1 条（約款の適用）

当倶楽部を利用される方は、安全で快適なプレーを お楽しみいただくために、本約款の定めに従っていただきます。

第 2 条（利用約款の成立）

- 1、当倶楽部に於いてプレーされる方は、フロントにて所定の受付票に署名していただきます。これにより、当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることとなります。
- 2、ゲストは、原則として会員の同伴または紹介等によって、当施設をご利用していただけます。

第 3 条（利用の申込・取消等）

プレーの申込および予約取消しについては当倶楽部の定めるところに従っていただきます。

第 4 条（利用の拒絶）

次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 1、満員でスタート時間に余裕がない場合。
- 2、ゲストについてはメンバーの同伴または紹介等がないとき。
- 3、天災、荒天（暴風雨・降雪・雷鳴等）、その他やむを得ない事情により当倶楽部をクローズ若しくはプレーの継続が不可能と認められるとき。
- 4、その他、当倶楽部を利用されることが好ましくない事由あるとき。また次の各号に該当する者は、当倶楽部に入場し、施設を利用することができません。利用開始後に判明した場合には、利用の継続をお断りします。
 - （1）利用者が、以下の各号と思われるとき。①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業・団体 ⑥総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑦その他、前各号に該当する者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
 - （2）利用者がゴルフ場施設内において、公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき。
 - （3）偽名または他人名義での申し込みをしたとき。
 - （4）入れ墨・タトゥー及びそれに類するものの理由により、当クラブを利用させることが好ましくないとき。
 - （5）無断で写真撮影、録音、録画をした場合。
 - （6）当倶楽部に相応しくない服装、髪型、言動のある場合。
 - （7）エチケット・マナーに著しく反する行為があったとき。
 - （8）本約款を違反したとき。

第 5 条（休場日・開場・閉場時間）

倶楽部の休場日と開場・閉場時間は当倶楽部の定めるところによります。 但し臨時に変更することがあります。

第 6 条（貴重品その他高価品）

貴重品（金銭その他高価品）は、フロント横に設置の貴重品ロッカーまたは、フロントにお預け下さい。フロントにお預けにならない貴重品については、一切の責任を負いません。お預り品は引換証の持参人に、引換証と引き換えにお返しします。引換証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。

第 7 条（携帯品・自動車）

携帯品（ゴルフ関連用品・衣類等）の紛失や盗難、また、場内でのお車に関する事故につきまして、当倶楽部では一切の責任を負いません。

第 8 条（ロッカーの利用）

当倶楽部でのロッカーの利用に際し、次の点に留意下さい。

- 1、ロッカーキーは盗難防止の為、ご自身でお持ち下さい。
- 2、ロッカー使用中は必ず施錠し、閉扉後は施錠確認をして下さい。
- 3、ロッカー内の収納品については、当倶楽部では保管責任を負いかねますので、利用者に於いて注意頂き、貴重品等はお入れにならないで下さい。
- 4、ロッカーキーはご精算のとき、フロント係員にお渡し下さい。
- 5、ロッカーキーの紛失は、当倶楽部の定めに従って弁償していただきます。

第 9 条（危険防止とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスまたはカートナビによる案内の如何にかかわらず全て自己の責任でプレーして下さい。したがってプレー中に起きた事故については当事者間の責任となります。

第 1 0 条（ティインググラウンドにおける素振り）

素振りは、ティーマーカー内の打席、または特に指定された場所以外は禁止します。スタートする組以外のプレーヤーはティインググラウンドに立ち入らないで下さい。

第 1 1 条（飛距離の確認）

先行組に対し後続組の打者はキャディのアドバイスやフォアキャディの合図またはカートナビによる案内の如何にかかわらず、自己の飛距離を自分の責任で判断して、先行組に打込まないよう細心の注意を払い打球して下さい。

第 1 2 条（打者の前方に進まないこと）

同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対出ないで下さい。

第 1 3 条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離・飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。万一、隣接ホールへ打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに速やかに合図して下さい。隣接ホールにおいては、そのホールのプレーヤーの邪魔にならないようにプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して安全を確認してから打球して下さい。

第 1 4 条（退避）

同一ホールで後続組に先に打球させる場合、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 1 5 条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした後は直ちにグリーンを離れ、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第 1 6 条（プレーの進行）

プレーの進行については特に注意して、前の組と 1 ホール以上間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは3分以内を目安にお願いします。場合によっては後続組にパスさせて下さい。

第 1 7 条（静粛を守ること）

プレーヤーがアドレスした時は静粛にして下さい。

第 1 8 条（雷・地震など発生した場合）

雷鳴・地震など緊急事態発生の場合は、倶楽部もしくは当倶楽部従業員の指示の有無にかかわらず、直ちにプレーを中断し、避難所等安全な場所に避難して下さい。また避難解除の場合は必ず倶楽部の指示に従って下さい。当倶楽部では落雷や地震による被害についての責任は負いません。

第 1 9 条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内での喫煙・火気使用は、所定の場所以外禁止します。煙草の吸殻・マッチの燃え殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第 2 0 条（違背の場合の責任）

利用者が本約款に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、また、自ら負傷した場合、当倶楽部は一切の損害賠償等の責任は負いません。

第 2 1 条（緊急患者の処置）

プレーヤーは自身の健康状態について常に十分配慮して下さい。万一、急病者が発生した場合、当倶楽部はできる限り処置を行います。結果については責任を負うことができません。

第 2 2 条（プレー終了後の用具等の確認）

利用者は、プレー終了後ゴルフ用具を点検し、所定の用紙に確認の署名をして下さい。確認の署名後は、ゴルフ用具の不足、間違い、その他の瑕疵について当倶楽部は責任を負いません。

第 2 3 条（施設内への持込品）

当倶楽部の施設内には次のものの持込みをお断りします。

- 1、動物等ペット類
- 2、著しく悪臭、噴煙を発生するもの。
- 3、銃砲刀剣類
- 4、発火、爆発のおそれがある危険物。
- 5、騒音を発するもの。
- 6、他人に迷惑危険を及ぼし、または不快感を与える恐れのあるもの。

第 2 4 条（乗用カートについて）

乗用カートの使用については、別途定める乗用カート利用約款を遵守して下さい。万一、事故が生じても当倶楽部では一切の責任を負いません。

第 2 5 条（練習場について）

打球練習場やアプローチ練習場、またパッティング練習場において万一事故が生じても、当倶楽部では一切の責任を負いません。

第 2 6 条（施設に損害を与えた場合）

利用者が故意または過失により当倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第 2 7 条（行為の禁止）

当倶楽部施設内で下記の行為はお断りします。

- 1、賭博、その他風紀を乱す行為。
- 2、物品販売・宣伝広告等の行為。（特に許可する場合を除く）
- 3、利用者以外のコース内及び施設内の立入り。（特に許可する場合を除く。特に許可した場合であっても、負傷等の事故について、当倶楽部は損害賠償等一切責任を負いません。）
- 4、他人に迷惑を及ぼし、また不快を与える行為。
- 5、プレーの進行を遅延させる行為。
- 6、施設の器具・備品等を持ち出したり、棄損する行為。
- 7、その他全各号に準ずる行為、および倶楽部施設の適正な利用を妨げる行為。

第 2 8 条（宅配便の取扱い）

宅配便によるキャディバッグ・ボストンバッグ等の取次ぎ中の盗難、紛失、輸送の遅れ、その他による損害について、当倶楽部では責任を負いません。

第 2 9 条（忘れ物）

お忘れ物は発見した日から 6 か月間お預かりします。ご本人様の所持品であることを証明の上、期間内にお引取り下さい。期間内に引取りのない場合は任意処分させていただきます。

第 3 0 条（浴室における行為の禁止）

浴室内での下記の行為をお断りします。

- 1、入墨者の浴室への入場。
- 2、浴槽内での剃顔、タオルの持込み等清潔を妨げる行為。
- 3、その他、他の入浴者に迷惑のかかる行為。

第 3 1 条（服装について）

服装は他人に不快感を与えないよう留意下さい。

- 1、来場時は上着を着用下さい。
- 2、ジーパン・トレーナー・ジャージー・作業服、またサンダル・下駄履きでの来場はご遠慮下さい。